Ｒｕｇｂｙ　Ｓｃｈｏｏｌ　Ｊａｐａｎ	千葉県	第十一学年から第十三学年までの課程に限る。	
［略］	［略］	［略］	
東京インターナショナルスクール	東京都	第十学年及び第十一学年の課程に限る。	
［略］	［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第六十一号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する告示

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号。以下「指定告示」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。	一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
1　文部科学省、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職	1　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2　［略］	2　［同上］
3　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司の職	［号を加える。］
4　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員の職	［号を加える。］

［同上］	［同上］	［同上］	
東京インターナショナルスクール	東京都	第十学年の課程に限る。	
［同上］	［同上］	［同上］	